

週二回(六金)定期発行  
必要に応じて号外発行

# 公報

第五十六号

一九七〇年

七月十七日

目次 ページ

規 則

○ 鉱業法の施行期日を定める規則(規則第八十八号)

1

○ 銀行法施行規則の一部を改正する規則(規則第八十九号)

2

○ 相互銀行法施行規則の一部を改正する規則(規則第九十号)

2

○ 母子保健法施行規則(規則第九十六号)

2

○ 総務局長の本土旅行について(告示第二百二十四号)

6

○ 通商産業局長の海外旅行について(告示第二百二十五号)

6

○ 字の区域の変更について(告示第二百二十六号)

6

○ 一九七〇年事業所基本調査について(告示第二百二十七号)

7

○ 庁舎の移転について(告示第二百二十八号)

7

○ 保安林の指定解除について(告示第二百二十九号)

7

○ 指定養育医療機関医療担当規程(告示第二百三十号)

8

○ 市町村自治法に基づく名簿市の設置について(告示第二百三十一号)

8

訓 令

○ 戸籍の補完について(訓令第二十二号)

9

厚生局事項

○ 医療機関の指定について(厚生局告示第十八号)

9

○ 厚生局職員定員規程の一部を改正する訓令(厚生局訓令第6号)

9

公安委員会事項

○ 鉄砲刀剣類等所持取締法による罰則について(公安委員会告示第四十五号)

10

○ 風俗営業等取締法令取扱規程(公安委員会規程第八号)

11

琉球大学委員会事項

○ 第五十三回(定例)琉球大学委員会会議の招集について(琉球大学委員会告示第七号)

18

公 告

○ 押収物還付公告

18

○ 除権判決

18

○ 相続権主張の催告

18

正 誤

○ 戸籍法施行規則の一部を改正する規則中訂正

19

○ 保険料率及び保険料額表の改定について中訂正

20

規 則

規則第八十八号

鉱業法(一九六八年立法第三十四号)附則第一項の規定に基づき、鉱業法の施行期日を定める規則を次のように定める。  
一九七〇年七月十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

鉱業法の施行期日を定める規則

鉱業法の施行期日は、一九七〇年八月十日とする。

規則第八十九号

銀行法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
一九七〇年七月十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

銀行法施行規則の一部を改正する規則

銀行法施行規則(一九五四年規則第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第十條の二第二項に次の三号を加える。

六 資金運用部資金法(一九六六年立法第百十一号)第六條第三号に定める特殊法人への短期貸出

七 琉球列島における外国人の投資(一九五八年高等弁務官布令第十一号)により行政主席の免許を受けて鉱業、工業及び観光事業を営む者への貸出

八 琉球電力公社の設立(一九五四年米國民政府布令第二百二十九号)による琉球電力公社及び琉球水道公社の設立(一九五八年高等弁務官布令第八号)による琉球水道公社への貸出

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第九十号

相互銀行法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
一九七〇年七月十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

相互銀行法施行規則の一部を改正する規則

相互銀行法施行規則(一九五三年規則第百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 六 資金運用部資金法(一九六六年立法第百十一号)第六條第三号に定める特殊法人への短期貸出
- 七 琉球列島における外国人の投資(一九五八年高等弁務官布令第十一号)により行政主府の免許を受けて鉱業、工業及び観光事業を営む者への貸出
- 八 琉球電力公社の設立(一九五四年米国民政府布令第二百二十九号)による琉球電力公社及び琉球水道公社の設立(一九五八年高等弁務官布令第八号)による琉球水道公社への貸出

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第九十六号

母子保健法(一九六九年立法第百六十八号)第十二条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第三項、第十八条、第二十一条及び第二十九条の規定に基づき、母子保健法施行規則を次のように定める。

一九七〇年七月十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

母子保健法施行規則

(保健指導)

第一条 行政主席は、母子保健法(一九六九年立法第百六十八号。以下「法」という。)第十条の規定により保健指導を行なう場合において、保健指導を受ける者又はその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その限度において当該費用の徴収を行なわなければならない旨を明らかにした保健指導票を交付することができる。

2 前項の保健指導票の交付は、保健指導を受ける者の申出により行なうものとする。

(健康診査)

第二条 法第十二条の規定による健康診査は、次の各号に掲げる項目について行なうものとする。

- 一 身体発育状況
- 二 栄養状態
- 三 背柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 皮膚の疾病の有無
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 七 歯の疾病及び異常の有無
- 八 四肢運動障害の有無
- 九 精神発達の状態
- 十 言語障害の有無
- 十一 予防接種の実施状況
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

(妊娠の届出)

第三条 法第十五条第一項の規定による妊娠の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した妊娠届出書を妊娠した者の居住地の市町村長に提出することにより行なうものとする。

- 一 届出年月日
- 二 氏名、年令及び職業
- 三 居住地
- 四 妊娠月数
- 五 医師又は助産婦の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名
- 六 性病及び結核に関する健康診断の有無

2 法第十五条第二項の規定による報告は、前項各号に掲げる事項につき行なうものとする。

(母子健康手帳の交付)

第四条 行政主席が、法第十六条第一項の規定により母子健康手帳を交付するときは、妊娠した者の居住地の保健所長及び市町村長を経由するものとする。

第五条 母子健康手帳の交付を受けた者が、二人以上の子を出産したときは、行政主席は、その者に対して、その子の数に応じ、母子健康手帳を追加して交付しなければならない。

(母子健康手帳の再交付)

第六条 母子健康手帳を破り、よこし、又は失ったときは、その旨を申し出て、再交付を受けることができる。

(母子健康手帳の様式)

第七条 母子健康手帳の様式は、行政主席が別に定める。

(低体重児の届出)

第八条 法第十八条の規定による届出は、次に掲げる事項につき行なうものとする。

- 一 乳児の現在地及び電話その他による連絡方法
- 二 乳児の出生の日時及び場所
- 三 乳児の性別及び出生時の体重
- 四 妊娠月数
- 五 産婦の住所、氏名及び年齢
- 六 出生に立ち合つた者の医師、助産婦その他の別及びその氏名
- 七 届出者の住所及び氏名並びに届出者と乳児との関係
- 八 その他参考となる事項

(養育医療)

第九条 法第二十条第一項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者は、行政主席に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該未熟児の居住地の保健所長を経由するものとする。

この場合において、保健所長は、意見を具して、すみやかに行政主席に進達しなければならない。

3 行政主席は、第一項の申請に基づいて養育医療の給付を行なうときは、養育医療券(様式第一号)を申請者に交付するものとする。

4 前項の養育医療券の交付を受けた者は、その監護する未熟児につき養育医療を受けさせるに当たっては、養育医療券を指定養育医療機関に提出しなければならない。

(指定の申請)

第十条 法第二十条第五項の規定による行政主席の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、行政主席に提出しなければならない。

- 一 病院又は診療所の名称及び所在地
- 二 開設者の住所及び氏名又は名称

三 標ぼうしている診療科名

四 養育医療を主として担当する医師の氏名及び略歴

五 養育医療を行なうために必要な施設及び設備の概要並びに救急用自動車その他未熟児を輸送するに足る自動車の有無

六 養育医療の収容定員

七 医師、助産婦及び看護婦の数並びに患者の収容定員

(標示)

第十一条 指定養育医療機関は、その病院又は診療所の見易い箇所に、標示(様式第二号)をしなければならない。

(届出)

第十二条 指定養育医療機関の開設者は、当該指定養育医療機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その事項及びその年月日を、すみやかに行政主席に届け出なければならない。

- 一 病院又は診療所にあつては第十条第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 当該指定養育医療機関の業務を休止し又は再開したとき。
- 三 医療法(一九六四年立法第五号)第二十五条、第二十九条、又は第三十条に規定する処分を受けたとき。

(指定辞退の申出)

第十三条 指定養育医療機関の開設者は、法第二十条第六項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を行政主席に申し出なければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 法第二十一条の規定による指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬は、生活保護法(一九五三年立法第五十五号)の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬にすることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、中央児童福祉審議の諮問を経て行政主席が定めるところによる。

(診療報酬の請求及び支払)

第十五条 行政主席が、法第二十条第九項において準用する児童福祉法第二十条の三の規定により医療費の審査を行なうこととしてある場合においては、指定養育医療機関は、各月に行なつた医療につき、診療報酬請求書(様式第三号)二部、及び診療報酬請求明細書(様式第四号)一部を作成し、翌月十日

までに行政主席に提出しなければならない。

2 前項の場合において、行政主席は、当該指定養育医療機関に対し診療報酬請求審査委員会の意見を聞いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行し、一九七〇年七月一日から適用する。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条 児童福祉法施行規則（一九六〇年規則第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「妊産婦及び乳幼児の保健に関する事項」を「母子保健に関する事項」に改める。

第四条から第十六条までを次のように改める。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二 削除

（予防接種法施行規則の一部改正）

第三条 予防接種法施行規則（一九六五年規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「児童福祉法（一九五三年立法第六十一号）第二十二條第一項」を「母子保健法（一九六九年立法第六十八号）第十六條第一項」に、「母子手帳」を「母子健康手帳」に改める。

様式第一号

養育医療券

交付番号 氏名 交付年月日 年 月 日

性別 氏名 生年月日 氏名 生年月日 受養者との関係

住所 氏名 住所 職業

指定養育医療機関 所在地

診療予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

この券の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり決定する。

年 月 日

行政主席

氏 名

経由責任者

保健所長 氏 名

様式第二号

○ 養育医療指定病院 (診療所用)

備考 この標示の規格は、縦125ミリメートル  
横 55ミリメートルとし、その材料は、金属又は硬質の木  
材を用いるものとする。

様式第三号

養育医療診療報酬請求書

年 月 日 分下記のとおり請求します。

年 月 日

指定養育医療機関の所在地及び名称

開設者 氏 名 印

行政主席 殿

請求金額 \$

区分	件数	診療実日数	点数	請求金額	備考
請求					
※査定					
※決定					
※過誤整理					

(注意) ※印の欄は記入しないこと。

様式第四号

養育医療診療報酬請求明細書

( 年 月 日 )

養育医療券番号	第 号	記号及び番号	入院
患者氏名	男・女	生年月日	年月日
診療開始日	年月日	診療日数	年月日
診療の内容	入院外		
初診	点	摘	要
再診			
往診			
検査	薬剤		
投薬	内服 外用 注射 点滴 その他		
注射	皮下 筋内 その他		
レントゲン	透視 造影剤		
処置及び手術	材料 麻酔剤		
その他			
入院年月日			
入院	1月未満 1月～3月未満 3月以上	点× 点× 点×	日間 日間 日間
合計			
区分	点	請求金額	
審査			
※決定			

知 事

告示第224号

総務局長仲村栄春は、1970年7月14日日本上へ旅行したので、その不在期間中琉球政府行政組織法（1961年立法第100号）第18条第3項の規定に基づき、臨時に総務局長の職務を行なう者に企画局長宮城信男を指定した。  
1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

告示第225号

通商産業局炭砂川事務所は、1970年7月13日海外へ旅行したので、その不在期間中琉球政府行政組織法（1961年立法第100号）第18条第3項の規定に基づき、臨時に通商産業局長の職務を行なう者に法務局長岸本利男を指定した。  
1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

告示第226号

市町村自治法（1953年立法第1号）第6条の3の規定により、1970年4月1日から伊是名村の字の区域をつきのとおり変更した旨届出があった。  
1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

伊是名村諸見土地改良組合の土地改良事業の施工に伴い、伊是名村字勢理客イソジユム1原3996番、自3997番の2至4078番、自4082至4090番の3、自4170番至4197番、自4212番の2至4277番及びこれに伴う道路水路、字勢理客下り口原自4280番至4434番、自4443番至4460番、自4479番至4481番の1及びこれに伴う道路水路、字諸見新田自2892番至2894番、自2902番至2914番、自2918番至2923番の6及びこれに伴う道路水路、字諸見新田自3500番3552番、自3557番の2至3562番、自3571番至3578番、自3482番至3502番及びこれに伴う道路水路をそれぞれ字諸見千原に編入し、その区域を変更する。

告示第227号

統計法（1954年立法第43号）第7条第1項の規定に基づき、1970年事業所基本調査について次のとおり告示する。

1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

- 1 首題  
1970年事業所基本調査
- 2 調査の目的  
事業所基本調査は、事業所を対象としてその分布及び活動状態を明らかにすることを目的とする。
- 3 調査事項  
次の事項を調査する。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業主名
- (3) 事業主の国籍
- (4) 事業所の所在地
- (5) 経営組織
- (6) 事業所の事業の種類
- (7) 事業所の従業員数
- (8) 事業所の開設時期
- (9) 売上高、出荷額、営業収入
- (10) 販売先別割合
- (11) 本所・支所の別および支所の有無
- (12) 会社の払込み資本金額（出資金・基金の額）
- (13) 会社全体の常雇の雇用者数
- (14) 会社全体（企業）の事業の種類
- (15) 本所の名称および所在地
- (16) その他事業所に関する事項

4 調査の範囲  
全種類の事業所ただし次の事業所は除く  
(1) 日本標準産業分類に掲げる産業のうち「大分類一公務」および「中分類一家事サービス業」、「中分類一在日外国公務」に属する事業所

(2) 「大分類一農業」（「細分類一獣医学」を除く。）

「大分類一林業・狩猟業」および「大分類一漁業・水産養殖業」に属する個人経営の事業所

- 5 調査の期日  
1970年8月1日現在。
- 6 調査の方法  
他計申告の方法による。
- 7 集計の方法  
集計は統計庁において行なう。
- 8 結果の公表  
結果の公表の項目および様式については、別に指示するところにより統計庁長が定める。

告示第228号

法務局名義法務支局は、庁舎建築工事施工のため、1970年7月7日から当分の間名護町字名護389番地（新館ビル3階）において事務を取扱う。

1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

告示第229号

森林法（1953年立法第46号）第31条第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

保安林解除面積及び所有者

市町村	大字	地番	全面積		要解除実所		所有者	備考
			面積	台帳	実測又は見込	面積		
今帰仁村	与那嶺	722	52坪	75坪	75坪	今帰仁村長	土地調査	
今帰仁村	前田原	722	52坪	75坪	75坪	今帰仁村長	土地調査	

〃	崎	522	72	106	106	〃
〃	〃	525	60	58	58	〃
〃	〃	527	196	206	206	〃
〃	〃	529	31	28	28	〃
〃	〃	561	65	82	82	〃
〃	〃	575	150	146	146	〃

告示第230号

母子保健法（1969年立法第168号）第20条第9項において準用する児童福祉法（1953年立法第61号）第22条の規定に基づき、指定養育医療機関医療担当規程を次のように定める。

1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗

指定養育医療機関医療担当規程

(通則)

第1条 指定養育医療機関は、母子保健法（1969年立法第168号）及び母子保健法施行規則（1970年規則第96号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより懇切丁寧に同法の規定による未熟児養育医療を担当しなければならない。

(診療開始時の注意)

第2条 指定養育医療機関は、行政主席が交付した養育医療券を提出して養育医療の給付に関する診療を求められたときは、正当な理由がなく拒んではならない。

第3条 指定養育医療機関は、養育医療券を提出して養育医療の給付に関する診療を求められたときは、当該養育医療券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定養育医療機関は、養育医療券の有効期間を延長する必要があると認められたとき、又は未熟児に対し看護若しくは移送を行なうことが必要であり、かつ、自ら行なうことができないと認められたときは、すみやかに、その若に對し必要な援助を与えなければならない。

(証明書の交付)

第5条 指定養育医療機関は、未熟児の保護者又は養育医療券を交付した行政主席から、その行なっている養育医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。

(診療録の記載事項)

第6条 指定養育医療機関は、未熟児に関する診療録には、医師法施行規則（1956年規則第25号）第27条に掲げられる事項のほか、次に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

- 1 その者の養育医療券の番号
- 2 その者が医療保険法（1965年立法第108号）の規定による被保険者又は被扶養者であるときは、その旨並びにその被保険者証等の記号及び番号（帳簿の保存）

第7条 指定養育医療機関は、診療報酬の請求に関する帳簿その他の書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定養育医療機関は、養育医療の給付に関し、次の各号の1に該当する事実を知ったときは、すみやかに意見を附して養育医療券を交付した行政主席に通知しなければならない。

- 1 正当な理由がなく療養に関する指導に従わないこと。
  - 2 詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたこと。
- 第9条 指定養育医療機関は、未熟児が退院（転医の場合を除く。）するときは、その未熟児及び退院後の保護者の氏名、退院後の居住地址並びに退院年月日を、退院後の未熟児の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、1970年7月1日から適用する。

告示第231号

市町村自治法（1953年立法第1号）第3条第1項の規定により、名護町、羽地村、久志村、屋部村、屋我地村を廃し、その区域をもって名護市を置くことを決定した。

この廃置分合は、1970年8月1日からその効力を生ずるものとする。  
1970年7月17日

行政主席 屋 良 朝 苗



令

訓令第22号

法務局長

北中城村役所轄付の下記戸籍は、滅失のおそれがあるから、次の手続により補完させらるべし。

- 1 北中城村長をして滅失のおそれがある当該戸籍に基づき、これを補完させること。
- 2 前項により戸籍を補完したときは、同村長をしてその旨を申告させ、申察を受けたときは相当の調査をすること。

1970年7月17日

行政主務 豊 良 朝 苗  
配

本 籍 筆頭者の氏名 備考  
沖縄県中頭郡北中城村字熱田245番地 喜 納 徳次郎 第二兼

勅 命 員 録 項

厚生局告示第18号  
生活保護法 (1953年立法第55号) 第49条第2項の規定により次のとおり指定する。  
1970年7月17日

医 科 厚生局長 山 川 文 雄

医療機関名	診療科名	開設者又は担当医師氏名	所 在 地
糸数産婦人科	産科、婦人科	糸数 健	那覇市紫元寺町1の128の21
永井 医 院	一般	永井 吉三	具志川村字仲泊587

厚生局訓令第26号

厚生局職員定員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
1970年7月17日

厚生局長 山 川 文 雄  
厚生局職員定員規程の一部を改正する訓令  
厚生局職員定員規程 (一九六九年厚生局訓令第十号) の一部を次のように改正する。

別表第一の本局の(8)附属機関の項中

琉球政府立八重山病院 六七人	副院長 六六人	津 堅 一人
	事務部 四六人	伊 計 一人
	庶務課 一二人	宮 城 二人
	医事課 七人	
	会計課 (診療本)	
	内科 人	
	呼吸器科 人	
	消化器科 人	
	循環器科 人	
	小児科 人	
	外科 人	
	整形外科 人	
	皮膚泌尿器科 人	
	産婦人科 人	
	気管食道科 人	
	放射線科 八人	
	麻酔科 一人	
	歯科 一人	
	研究検査科 一人	
	業務課 五人	
	看護課 一六一人	
	総務課 二四人	
	医務課 四人	
		(診療所)
		伊 原 間 一人
		大 原 一人

琉球政府立中部病院 二六二人			
副院長	一人	嶋 間	一人
事務部	六六人	波 照 間	一人
庶務課	四六人	小 浜	一人
医事課	一二人	西表西部	二人
會計課	七人		
(診療所)			
内 科		津 堅	一人
呼吸器科		浜	一人
消化器科		伊 計	一人
循環器科		宮 城	二人
小児科			
外 科			
整形外科			
皮膚泌尿器科			
産婦人科			
気管食道科			
放射線科	八人		
麻酔科			
歯 科	一人		
研究検査科	一人		

琉球政府立八重山病院 六八人			
業務課	五人		
看護課	一六一人		
総務課	二四人	(診療所)	
医務課	四人	伊原間	一人
業務課	二人	大 原	一人
看護課	三三人	嶋 間	一人
		波 照 間	一人
		小 浜	一人
		西表西部	二人

に改める。

附 則

この訓令は一九七〇年八月一日から施行する。

**公安委員会事項**

公安委員会告示第四十五号

銃砲刀剣類等所持取締法第二十条第一項の規定による行政処分について、同法第二十一条に基づき公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九七〇年七月十七日

公安委員会

一 日時 一九七〇年七月二十三日午後一時開始

二 場所 那覇市美栄橋町一の一

公安委員会

三 被聴聞者

浦添市字港川二七六番地  
 TUSTINIAO CRISANTO T.  
 浦添村字港川一九一番地  
 THRESHER EDWARD

公安委員会規程第八号

風俗営業等取締法令取扱規程を次のように定める。  
一九七〇年七月十七日

公安委員会

風俗営業等取締法令取扱規程

(趣旨)

第一条 風俗営業等取締法(一九五二年立法第十八号。以下「法」という。)および同法施行規則(一九六〇年規則第二百二十二号。以下「規則」という。)に基づく許可事務等の取扱については、法および規則その他別に定めもののほか、この規程の定めるところによる。

(許可の取扱)

第二条 所轄警察署長(以下「署長」という。)は、規則第七条の規定による申請書を受理したときは、次の各号について調査し、許可して支障がないと認められたものについては、第一号様式または第二号様式の許可証に申請書一通を添付して交付しなければならない。

一 申請書記載事項および添付書類は相違ないか。

二 申請人および同居の親族(法人にあつては、業務を行なう役員)は、法

第二条の二各号の一に抵触するものではないか。

三 営業場所は、規則第十四条第一項各号の一に抵触するものではないか。

四 営業施設は、規則第十五条第一項各号の一に抵触するものではないか。

五 遊技場または遊戯所にあつては、規則第十六条各号の一に抵触するものではないか。

六 営業所の構造設備は、規則第十九条および第二十条各号の一に抵触するものではないか。

(許可証再交付の取扱)

第三条 署長は、規則第四条の規定による申請書を受理したときは、事実を調査のうえ、許可証を再交付しなければならない。

(管理者設置承認の取扱)

第四条 署長は、規則第六条の規定による申請書を受理したときは、法第二条の二第一号から第三号までの一に該当する者でないかを調査し、承認して支障がないと認められたものについては、第三号様式の承認書を交付しなければならない。

(許可更新の取扱)

第五条 署長は、規則第八条の規定による申請書を受理したときは、関係書類等を確め、許可更新して支障がないと認められたものについては、許可証の所定欄に更新年月日を記載し、公安委員会印を押印して交付しなければならない。

(許可事項変更承認の取扱)

第六条 署長は、規則第九条の規定による申請書を受理したときは、変更内容について調査し、承認して支障がないと認められたものについては、第四号様式の承認書に申請書一通を添付して交付しなければならない。

(届出事項の事実調査)

第七条 署長は、規則第十条の規定による届書を受理したときは、その事実を調査しなければならない。

(営業時間等承認の取扱)

第八条 署長は、規則第二十二條第一項、第二十八條または第二十九條第二項による申請書を受理したときは、その理由および周囲に及ぼす影響等を調査し、意見を付して上申しなければならない。

署長は、公安委員会から承認の通知を受理したときは、第五号様式の承認書に申請書一通を添付して交付しなければならない。

(りん議)

第九条 署長は、許可等の取扱に際し、次の各号の一に該当するものについては、申請書にその理由および意見(条件付許可を必要とするものについては、その必要性について)を付してりん議しなければならない。

一 取扱について疑義があり、許可を決め難いもの

二 不許可または不承認処分を相当とすると認められるもの

三 遊技機が新型のものまたは遊技の方法が新規に属するもの

(行政処分の上申)

第十条 署長は、法第四条、第四条の二第二項、第四条の四第四項または第四条の五の規定により、行政処分の必要があると認められたときは、次の事項を調査し、第六号様式により意見を付して上申しなければならない。

一 営業所の本籍、住所、氏名および生年月日

二 営業の種類(目)

三 平素の営業、経営状態

四 違反の態様

五 違反の事実を証明する証拠および参考となる事項

(行政処分等の示達)

第十一条 営業者等に対する公安委員会の行政処分等の示達または通知は、次の各号によって行なうものとする。

一 許可または承認しないときは、公安委員会指令書を署長を経由して、申請人に交付し、署長は、その結果を警察本部長に報告すること。

二 営業の停止または取消処分をするときは、公安委員会指令書を署長を経由して、被処分者に交付し、署長は、その結果を警察本部長に報告すること。

三 法第四条の第三第二項の規定による当該営業の所轄庁に対する通知は、第七号様式によるものとする。

(営業者台帳)

第十二条 署長は、第八号様式の営業者台帳を作成し、次の各号に掲げる事由が生じたときはそのつど整理しなければならない。

一 構造設備の変更その他許可事項に異動があったとき。

二 営業に関する法令違反または行政処分のあったとき。

三 規則第十一条の規定による許可または承認の取消を受け、もしくは許可が失効し、または廃業届を受理したとき。

(報告)

第十三条 署長は、次の各号に掲げる事項を認知したときは、その実情を調査し、意見を付して報告しなければならない。

一 営業の許可を受けた者が、規則第十一条第一項各号の一に該当したとき。

二 営業施設が規則第十四条第二項または第十五条第二項に該当したとき。

三 個室付浴場業の場所の制限違反および重要特異な事犯

四 風俗保持上特異な営業方式の企画または動向

五 特に営業許可および取締上参考となるもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第一号様式

公安委員会指令書

申 請 業 許 可 証

業 所 名  
業 所 所 在 地  
建 業 者 氏 名  
出 年 月 日

年 月 日(次で申請の)

(次の条件を付して)許可する。

については、

年 月 日

公 安 委 員 会

印

備 考 用紙の大きさは、B5とする。

第2号様式 (表)

公安委員会指令第 号

営 業 許 可 証

営 業 所 名

営 業 所 所 在 地

営 業 者 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 日づけで申請の進捗場 ( ) に

ついては、次の条件を付して許可する。

年 月 日

公 安 委 員 会

印

備 考 用紙の大きさは、B5とする。

第3号様式

公安委員会指令第 号

管 理 者 設 置 承 認 書

営 業 所 名

営 業 所 所 在 地

営 業 者 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 日づけで申請の

管理者設置については、承認する。

年 月 日

公 安 委 員 会

印

管 理 者 住 所 氏 名 生 年 月 日

備 考 用紙の大きさは、B5とする。

第3号様式 (表)

許 可 更 新		公 安 委 員 会 印	公 安 委 員 会 印
更 新 年 月 日	公 安 委 員 会 印	更 新 年 月 日	公 安 委 員 会 印

第4号様式

公安委員会指令番号

許 可 事 項 変 更 承 認 書

營 業 所 名

營 業 所 所 在 地

營 業 者 氏 名

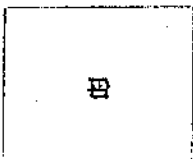
年 月 日 づ け で 申 請 の

に 変 更 に つ い て は、承 認 す る。

年 月 日

公 安 委 員 会

印



備 考 用 紙 の 大 き さ は、B5 と す る。

第5号様式

公安委員会指令第 号

営業時間延長 承認書  
酒類、音楽制限緩和

営業所名  
営業所所在地  
営業者氏名  
生年月日

年 月 日

営業時間延長  
酒類、音楽制限緩和

年 月 日

については、次のとおり承認する。

年 月 日

日づけで申請の

公安委員会 印

承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

承認時間 午前 時から 午前 時 分まで

備考 用紙の大きさは、B5とする。

第6号様式 (表)

公安委員会 19 年 月 日  
警察署長

風俗営業者等に対する行政処分について上申  
次の者に対する 違反について行政処分の必要があると認められるので関係書類を添えて上申する。

本 籍

住 所

営業所の所在地

営業種別

許可年月日および  
掲 台 番 号

ふりがな  
氏名  
法人の場合は  
(の名称および  
代表者の氏名)

違反の概要

適用法令  
項 目

送致の有無

送致の場合はその  
年月日罪名および  
送行先

営業所の名称  
(番号)

19 年 月 日  
公安委員会指令第 号

風俗営業  
飲食店営業等

19 年 月 日

生 年 月 日  
明 治 大 正 和  
年 月 日  
( 歳)

備考 用紙の大きさは、B5とする。

第6号様式 (裏)		第7号様式	
平素の営業 経営状態		第 号	年 月 日
証拠資料		保健所長 殿	
従前の行政 処分の年月日 と 種 類		公 安 委 員 会	
情 状		印	
本署記に対す る 措 置		飲食店営業の停止について (通知)	
処 分 意 見		風俗営業等取締法第5条の2の規定により次のとおり通知します。	
備 考		営 業 所 名	
		営 業 所 在 地	
		営 業 者 氏 名	
		生 年 月 日	
		処 分 内 容	
		処 分 の 理 由	
		備 考 用紙の大きさは、B5とする。	



第8号様式 (表)

許 可 番 号	許 可 年 月 日	年	月	日	営 業 種 別				
営 業 所 名	営 業 所 所 在 地								
営 業 者	本 籍				更 新	係 印			
	住 所				年 月 日				
	氏 名				年 月 日				
	生 年 月 日				年 月 日				
管 理 者	住 所								
	氏 名								
	生 年 月 日								
構 造 設 備	営 業 用 家 屋 等 の 構 造	造	ぶ	き	階	建	む	ね	遊 枝 種 目 設 備 等 の 概 要
	客 室 数 お よ び 客 室 面 積								
備 考	設 備 の 概 要 (許 可 条 件 等)								

備 考 用 紙 の 大 き さ は、B 5 と す る。

(裏)

司 法 処 分	送 庁 年 月 日					
	違 反 法 令 条 項					
	結 果					
司 法 処 分	送 庁 年 月 日					
	違 反 法 令 条 項					
	結 果					
行 政 処 分	法 定 年 月 日					
	違 反 法 令 条 項					
	処 分					
	執 行 年 月 日					
年 月 日	記 事			年 月 日	記 事	

琉球大学委員会事項

琉球大学委員会告示第七号

第五十三回(定例)琉球大学委員会会議の招集について

琉球大学管理法(一九六五年立法第百三十三号)第十六条ただし書きの規定に基づき、次のとおり第五十三回(定例)琉球大学委員会会議を招集する。

一九七〇年七月十七日

琉球大学学長 高 良 鉄 夫

記

- 一 会議の日時 一九七〇年七月十八日(土)午前十時
- 一 会議の場所 琉球大学学長室
- 一 会議に付する案件
  - (1) 琉球大学管理法施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - (2) 琉球大学公印規程の一部を改正する規程の制定について
  - (3) 行政財産の用途廃止について
  - (4) 職員の人事について
  - (5) 学長の管外旅行について

公 告

押収物還付公告

一九七〇年七月一〇日

那覇地方検察庁名護支部

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○ 一九六六年領第五〇号(具志堅興松に対する殺人未遂被疑事件)

一 山ナタ(中古)

一九六九年の第四号

除 権 判 決

名護町字名護二九六番地

申立人 仲 田 肇

左記目録表示の小切手につき、申立人の申立によって公示催告を為した処、一九七〇年七月六日午後一時の期日までに当裁判所に権利を届出、且、右小切手を提出する者がなかったから申立人の申立に基づいて前記小切手の無効を宣言する。

一九七〇年七月六日

名護簡易裁判所  
裁判官 比 嘉 清 康

目 録

小切手番号	一三四六三五号
額	面 二四四ドル九〇セント也
振 出 地	名護町
振 出 人	名護配電株式会社社長 岸 本 永 幸
受 取 人	名護電気工事社 仲 田 肇
支 払 人	琉球銀行名護支店
支 払 地	琉球銀行名護支店

那覇産出張の届出

1970年(蒙)第790号

出 所	那覇市高徳町2丁目77番地
申立人	平安山 良 清
本 籍	那覇市高徳町2丁目77番地
最後の住所	那覇市字安熟43番地
出生の場所	那覇市前島町2丁目番地不詳
死亡の場所	那覇市字安熟43番地
死亡年月日	昭和35年12月9日
職 業	なし
被相続人	七 平安山 ウ ン

明治16年7月10日生

上記の被相続人の相続財産に対し相続権を主張するものは、1971年2月20日までに申し出らるべし。

1970年7月9日

那覇家庭裁判所

相続権主張の催告

1970年(家)第796号

住 所 宮野灣市字高女名19番地

申立人 中 村 正 利

本 籍 島尻郡南風原村字宜平760番地

最後の住所 本籍に同じ

出生の場所 不詳

死亡の場所 本籍に同じ

死亡年月日 昭和29年5月20日

職 業 なし

被相続人 亡 仲村栗 カマド

明治6年4月14日生

上の被相続人の相続財産に対し相続権を主張するものは、1971年1月30日迄  
で申し出られたい。

1970年7月11日

相続人 中 村 正 利

正

誤

一九七〇年五月二十七日付公報第四十一号発載の「戸籍法施行規則の一部を  
改正する規則」中附録第七号及び同第八号並びに同第九号様式は次のとおり誤  
り。

法務局民事部民事課

附録第七号戸籍記載例様式

ページ番号	欄	行	誤	正
5	5	1	戸籍法六二条による	戸籍法五八条による
5	事件の種類	一	経過後の嫡出子	経過後に嫡出子
5	右	七	経過後の嫡出子	経過後に嫡出子
6	記載する戸籍	一	養子縁組	養子の縁組
6	記載例	三	届出横浜市	届出横浜市

7	47	記載する戸籍	一	夫の新戸籍	夫婦の新戸籍
7	48	記載例	二	式拾参日横浜市	式拾参日横浜市
8	68	右	二	定める旨届出	定める旨父母届出
8	69	右	二	実の旨届出	定める旨父母届出

附録第八号戸籍記載例様式

ページ	種別	欄	事件	誤	正
12	養子縁組	右欄	養子	養子	養子
12	右	右	梅子	梅子	梅子
13	養子縁組	右欄	養子	養子	養子
13	右	右	梅子	梅子	梅子
13	右	右	梅子	梅子	梅子

附録第九号訂正様式

15	右岡	身名事項	桃子	誤	正
15	荻原	名欄	桃子	誤	正
14	荻原	身名事項	桃子	誤	正
ページ	種	別	欄	事	人

1970年7月5日公報定期第52号保険料率及び保険料額表の改正について(告示第209号)中、次のとおり誤り。

頁	欄	行	誤	正
52	上	23	医療保険における保険料率 及び保険料額に関する告示	医療保険における保険料率 医療保険における保険料率 及び保険料額に関する告示

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

—セントラル印刷所—